

ご契約者様へ

- ◇月極駐車場一時使用契約約款
- ◇保証委託契約約款
- ◇個人情報の取得・利用・提供等に関する条項
- ◇駐車場一時使用契約約款・保証委託契約約款 付則

各規約に同意の上、「申し込む」ボタンを押してください。

が契約事務手数料を負担しなければならないことを承諾する。

第17条（本駐車場のサイズ制限等）

1. 甲は、本駐車場を現況有姿で乙に引渡すものとし、本駐車場のサイズ制限（長さ、幅、高さ、リアオーバーハンギング、タイヤ幅、最低地上高を含むが、これらに限らない。以下同じ。）を含む状況（以下「本駐車場のサイズ制限等」という。）については、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報にかかわらず、実際の状況が優先されるものとする。
2. 乙は、本駐車場のサイズ制限等が、お申込みフォーム及び契約物件詳細の区画情報欄記載の情報と異なる場合があることにつきあらかじめ同意するものとし、本駐車場のサイズ制限等及び駐車車両を本駐車場に駐車することが可能かどうかについては、自身の責任で確認するものとする。
3. 本駐車場において、本駐車場のサイズ制限等に起因して、駐車車両の損傷その他いかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切の責任を負わないものとする。当該事故により、本駐車場の諸施設を損壊等が生じた場合、乙は、直ちに当該損壊等の損害を甲又は本駐車場の諸施設の所有者等に賠償しなければならない。

第18条（免責）

1. 本駐車場において乙の車両等の盗難、損傷、滅失等の第三者の行為、不可抗その他甲及び丙の責に帰すべからざる事由によりいかなる事故が発生しても、甲及び丙は一切その責任を負わない。
2. 本駐車場又はこれに至る経路等に、他の車両が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲及び丙は乙に対して何ら補償、損害賠償等の義務を負わない。

第19条（本一時使用約款及び本契約の変更）

1. 丙は、本一時使用約款を必要に応じていつでも変更することができるものとする。
2. 丙は、本一時使用約款を変更する場合は、1ヶ月間以上の予告期間をおいて、変更後の本一時使用約款の内容を乙に通知又は丙サービス上若しくは丙のウェブサイト上に掲載する。当該予告期間経過後、乙が本駐車場の利用を継続した場合又は当該予告期間内に解約の手続をとらなかった場合には、乙は本一時使用約款の変更に同意したものとみなし、本契約もあわせて変更される。

第20条（協議）

本契約条項の解釈に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙誠意を持って協議のうえ、解決するものとする。

第21条（本一時使用約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本一時使用契約約款を保管するものとする。

制定 2021年3月1日

約を拒否することができるものとします。

第9条（審査結果の連絡・有効期限）

申込者及び第二連絡先は、当社が申込者及び第二連絡先からの申込みに基づき、当社が審査した時点の審査結果を貸主、管理会社又は仲介会社へ通知することに同意します。なお、審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者及び第二連絡先に著しい情報の変動や、申込内容の変更等がある場合には、契約できない場合があっても異議を申し立てません。

第10条（本条項の変更）

当社は、本条項を変更した場合、変更内容が申込者及び第二連絡先に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、申込者及び第二連絡先に通知もしくは適切な方法で告知するものとします。

第11条（問合せ窓口）

個人情報について、丙の担当窓口は、下記のとおりとなります。個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関してお問い合わせください。

担当部署：株式会社ハッチ・ワーク

個人情報保護管理責任者 管理部責任者

電話番号：03-5772-3621 (10:00~17:00 土日祝日休み)

E-mail privacy@hatchwork.co.jp

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日

改定 2020年8月19日

月極駐車場一時使用契約約款・保証委託契約約款 付則

本書は、株式会社ハッチ・ワークが、月極駐車場一時使用契約約款の条件に従い締結される駐車場一時使用契約（以下、「駐車場一時使用契約」という。）及び保証委託契約約款の条件に従い締結される保証委託契約（以下、「保証委託契約」という。）その他の関連契約に基づき、賃貸人に対して負う使用料等の引渡債務について、みずほ信託銀行株式会社が重畳的に債務引受を行い、その債務を履行する旨規定するものです。駐車場一時使用契約・保証委託契約その他の関連契約の規定に優先しますので、これらの契約の当事者である賃借人、賃貸人及び賃貸人が選任した代理人は、本書を必ずご確認ください。

1. みずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」という）は、駐車場一時使用契約・保証委託契約成立時点において、株式会社ハッチ・ワーク（以下、「ハッチ・ワーク」という）が貸主に対して負う月極駐車場一時使用契約約款第5条第13項に定める使用料等の引渡しを行います。
2. みずほ信託銀行は、原則、毎月月初5営業日後の日に、貸主に引き渡す使用料等相当額の金銭として、ハッチ・ワーク及びみずほ信託銀行の間で締結された使用料分別管理信託契約（契約番号：180163）（以下「当該信託」という）及び信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含む。）に従い、当該信託に帰属する資産（以下「信託財産」という）を限度に引渡します。ただし、みずほ信託銀行による引渡しが不能となる事由（貸主に起因する場合、ハッチ・ワークによる貸主の使用料等受領口座の指定に誤りがあった場合を含む）が発生した場合には、当該使用料等はハッチ・ワークから引渡すものとし、みずほ信託銀行は再度送金を行う義務を負いません。この場合、みずほ信託銀行は、ハッチ・ワークへ信託財産を交付することで当該引受債務は消滅し、貸主に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。
3. ハッチ・ワークにおいて支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理開始の申立およびやむを得ない事由により引渡しが困難、不可能又は不適切となった場合には、みずほ信託銀行による引渡しが行われず、当該信託が停止・終了する可能性があります。この場合、みずほ信託銀行は、ハッチ・ワークへ信託財産を交付することで当該引受債務は消滅し、引渡しおよび当該信託の停止・終了に起因して貸主に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。
4. 前項に基づきみずほ信託銀行が引渡しを行わず当該信託が停止・終了した場合、ハッチ・ワークは、月極駐車場一時使用契約約款・保証委託契約約款に定める方法によって引渡しを行います。
5. 使用料等の送金に関するお問合せはハッチ・ワークにご連絡ください。

以上

制定 2019年10月1日

改定 2020年3月1日

改定 2020年6月16日